

このたびの台風19号により被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。

栃木県行政書士会による「グループ補助金」

(栃木県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業)

無料相談会開催 のお知らせ!!

開催日／
令和元年 **12月12日(木)**

開催時間／午後 **1時～5時**

会場／**佐野商工会議所 3階中会議室**
(佐野市大和町2687-1)

佐野商工会議所会員に関わらず、佐野市以外の
方でも、**どなたでも**お申し込みできます。

お申し込み方法

ご相談を希望の方は、①会社名、
②担当者名、③電話番号、④FAX
番号をご記入のうえ、栃木県行政
書士会宛にFAX(様式は任意)でお申し込みください。折り返し、
予約時間などをご連絡します。なお、当日会場でも受付を致し
ますが、お待ちいただく場合もありますことをご了承ください。

グループ補助金とは?

令和元年台風第19号により被害を受けた中小企業等を対象
に、中小企業等がグループを形成して「復興事業計画」を策定
し、県の認定を受けた場合に、そのグループに参加する事業者が
行う施設・設備の復旧費用の一部を支援する補助金制度です。



相談会に来られない方などの補助金に関する
ご相談は、お電話で受け付けます。

被災された方の、り災証明書交付申請支援、廃車手続きのご相談も栃木県行政書士会までお電話ください。

お問合せ先  **栃木県行政書士会** Tel **028-635-1411** Fax **028-635-1410**
(月～金 9:00～17:00 祝祭日除く)

※行政書士は国家資格者です。補助金の申請書類の作成、提出手続の業務は行政書士の専門業務です。行政書士でない者が報酬を得て官公署へ提出する補助金の申請書類の作成を行うことはできません。これに違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。(行政書士法21条2項)